新法紹介

1 中華人民共和国反越境腐敗法
2 新たな質の生産力の発展に関する中国共産党中央委員会、国務院による意見
3 最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定
4 ヒト遺伝資源管理条例実施細則

1. 中華人民共和国反越境腐敗法

全人代常務委員会は2026年11月6日付けで、《中華人民共和国国境を越えた腐敗防止法》（以下「本法」という。）を正式に公布した。

本法は全6章計47条から構成され、国境を越えた腐敗防止の法的枠組みを体系的に構築したものであり、その適用範囲としては、国内外の主体による外国の公務員・国際公共機関の職員、あるいは中国国内の公務員に対する贈収賄、国内主体による国外での職務上の違法・犯罪行為、さらに腐敗の容疑者の国外逃亡および腐敗資産の国外移転など、5類型の行為を明確に規定している。

まずメカニズム面では、国家監察委員会を中心とする作業メカニズムを確立し、複数部門による連携を推進している。また出国制限、逃亡者送還および資産回収、司法共助、資産の返還・分配に関する重要なルールを整備し、国際的な腐敗防止協力を深化させるための制度的基盤を強化している。

次に企業コンプライアンスに関しては、「腐敗防止・コンプライアンス」に関する章を新設し、国境を越えたビジネスを展開する企業（中国国外に分支機構又は子会社を設置し、若しくは投資活動を行う中国国内企業、及び中国国外の企業が中国国内に設置した分支機構又は子会社をいう。）に対して、腐敗防止・コンプライアンス管理体制、財務・会計制度、内部監査メカニズム、第三者に対するデューデリジェンス、および内部通報メカニズムの確立を義務付けている。これにより、コンプライアンスを、国境を越えたビジネスの全プロセスに組み込むことが求められている。

また法的責任については、多層的な責任追及の体系を構築している。刑事責任、行政責任、懲戒処分、民事責任を明確に規定しているほか、信用記録への登録、業務停止、営業停止、さらには許可の取り消しといった資格制裁も導入し、懲罰、予防、対抗措置を一体化した厳格な法的ネットワークを形成していると思われる。

（全国人民代表大会常務委員会2026年11月6日公布、同日施行）

2. 新たな質の生産力の発展に関する中国共産党中央委員会、国務院による意見

中国共産党中央委員会および国務院は2026年11月9日付けで、「新質生産力の発展に関する意見」（以下「本意見」という。）を公布した。

本意見は5つの分野において、19項目の重点措置を打ち出しており、企業の科学技術イノベーションにおける主体的地位を強化し、重要コア技術の攻略と成果の転化を推進すること、伝統産業の改造・高度化、新興産業の育成・拡大、未来産業の先行的配置を行い、実体経済とデジタル経済の深度融合を促進するとともに「AI＋」行動を全面的に実施すること、グリーンで低炭素かつ循環型の経済体系を構築し、グリーン発展の政策ツールボックスを最適化すること、市場監督管理制度を整備し、金融イノベーション製品の供給を拡大し、グローバルな範囲で先進的な生産要素を配置すること、そして人材の活用および流動に関する政策を充実させることが含まれている。

その中においては、①科学技術業界の中小企業に対し、R&D投資の拡大を促すとともに、研究開発費の特別税額控除の割合を引き上げること、②次世代情報技術、新エネルギー、新素材、スマートコネクテッドNEV、ロボット、バイオ医薬品、ハイエンド装備、航空宇宙といった戦略的新興産業の発展を加速させること、さらに、③量子技術、バイオマニュファクチャリング、水素エネルギーおよび核融合エネルギー、ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）、具身AI、6G（第6世代移動通信システム）などの未来産業の振興を推進し、産業エコシステムの早期かつ包括的な確立を図ることが最も重要な施策であると挙げられている。

次に、データの所有権の認定、市場取引、権益の配分、および利益保護に関する制度の整備を推進するもの

とされ、グリーン・低炭素発展を促進するため、財政・税制、金融、投資、価格、科学技術、環境保護、政府調達など多角的な政策を講じることが定められた。

また、各地域の実情に応じて重大生産力の配置を最適化することを求め、新質生産力の発展を名目に政策に違反・濫用することを厳に禁じている。無謀な投資により重大な損失をもたらした者に対しては、厳しく責任を追及するとしている。

（中国共産党中央委員会、国務院2026年11月9日公布、同日施行）

3. 最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定

最高人民法院は2026年9月20日付けで「刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定」（以下「本規定」という。）といった司法解釈を公布した。

本規定は2026年9月22日より施行され、全24条から構成されており、基本的に民事手続と刑事手続について、受理 から審理、執行までの一連の手続きを 連携させる仕組みを構築するものと考えられる。民事紛争と刑事事件が関連するものの同一の事実に基づかない場合は、法に基づいて受理し、別々に審理しなければならないことを明確にしている。民事案件の基本的事実の認定が刑事事件の審理結果を根拠としなければならず、かつ当該刑事事件が未だ審結していない場合に限り、民事訴訟を中止するものとされている。

一方、確定した刑事裁判において認定された事実の民事訴訟における証明上の効力、刑事訴訟手続の証拠資料の民事訴訟における質証・採用、および刑事訴訟の証明基準に達しなかったために認定されなかった事実が民事訴訟の証明基準に達した場合の認定ルールを規定している。

同時に、刑事追徴・賠償命令等による相応の減額、刑事事件で差し押さえられた財産の権利帰属に関する異議申立て、法人等が犯罪に関与した場合と破産手続との連携、刑事付帯民事訴訟後に新たに生じた費用の別訴、刑事犯罪に関与する契約の効力および保証責任などに関するルールも細かく定めている。

（最高人民法院2026年9月20日公布、2026年9月22日施行）

4. ヒト遺伝資源管理条例実施細則

国家衛生健康委員会は2026年11月5日付けで「ヒト遺伝資源管理条例実施細則」（以下「本細則」）という行政規則を公布した。

本細則は公布日同日より施行され、中国国内におけるヒト遺伝資源の採取、保管、利用、および国外への提供に関する活動に適用され、適用対象となるヒト遺伝資源材料・情報（中国の個人情報保護法に基づいて「センシティブ個人情報」にもなりうるとみなされる。）の範囲、および主管部門の職責が明確に規定されている。大規模なヒトを対象とする研究における採取、重要な遺伝家系および特定地域の資源の採取、国内での保管、ならびに国際共同科学研究については承認制度が採用されている。一方、医薬品・医療機器の製造販売承認を取得するための国際共同臨床試験であって、材料の国外への持ち出しを伴わないものについては、届出制（ファイリング）が採用されている。また、変更申請、年次報告、インフォームド・コンセント、倫理審査、管理体制の構築、台帳の整備、およびオープン・共有に関する要件も併せて規定されている。

特に注意すべき施策としては、具体的に①中国国内において、外国人および外国の機構は、中国のヒト遺伝資源を採取・保管してはならず、また中国のヒト遺伝資源を国外に提供してはならないこと、②外国の機構が中国のヒト遺伝資源を利用して科学研究活動を実施する必要がある場合は、中国の関連規定を遵守し、中国の機関と共同で行う方式をとらなければならないことの2点が挙げられる。

（国家衛生健康委員会2026年11月5日公布、同日施行）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。